
プロジェクト **金利指標改革に起因する会計上の論点**

項目 **金利指標改革に関する論点の検討の方向性**

I. 本資料の目的

1. 第 420 回企業会計基準委員会（2019 年 11 月 8 日開催）において、金利指標改革に関する主な論点の紹介及び今後の議論の進め方の提案を行った。
2. その後、第 148 回金融商品専門委員会（2019 年 11 月 21 日開催）において、金利指標改革に関連する会計基準の基本的な考え方や論点についての検討の方向性について審議を行った（聞かれた意見については審議事項(3)-3 参照）。本資料は、当該第 148 回金融商品専門委員会（2019 年 11 月 21 日開催）での審議を踏まえ、金利指標改革に関連する会計基準の基本的な考え方を示したうえで、個々の会計上の論点について検討の方向性を示し、ご意見をお伺いすることを目的としている。

II. 会計基準の開発の進め方

開発スケジュール

3. 第 147 回金融商品専門委員会（2019 年 10 月 23 日開催）及び第 420 回企業会計基準委員会では、全体をまとめて 2020 年 2 月ないし 3 月までの公開草案公表を目標とすることを事務局から提案したうえで、2020 年 3 月決算に間に合うように特に緊急の対応を行うべき論点があるかどうかについてご意見を伺った。
4. 第 147 回金融商品専門委員会では、事務局提案に特段の異論は聞かれず、緊急の対応を行うべき論点も、特段聞かれなかった。また、第 420 回企業会計基準委員会では、緊急の対応を行うべき論点はないとの意見が聞かれた一方で、2020 年 2 月ないし 3 月までに公開草案が公表されその考え方が示されることが必要との意見も聞かれた。
5. 公開草案自体には規範性はなく、公開草案により企業会計基準委員会の考え方を示しても当該懸念への対応には必ずしもならないが、2020 年 2 月ないし 3 月までに公開草案を公表することを目標としつつ、他に当該懸念への対応可能な方策の有無について引き続き検討する。

国際的な会計基準の動向との関係

6. 前回までの専門委員会において、IASB のフェーズ 1 の内容及びフェーズ 2 の契約変更の審議状況、並びに FASB の公開草案の内容を紹介した。
7. その後、FASB では、2019 年 11 月 13 日に開催されたボード会議において、公開草案に寄せられたコメントを踏まえた審議が行われ、主に以下の暫定決定がなされ、最終公表のための投票用のドラフトの作成を開始することが承認されている。
 - 追加で識別された論点

金利指標改革に関連した満期保有目的の債券について、いわゆる「テインディング条項」を発動させることなく 1 度限りの保有目的の変更を認める追加の選択的な便法を与えることを暫定決定した。
 - 公開草案からの変更点

ヘッジ会計に関する選択的な便法の適用に関して、公開草案では、会計基準更新書 (ASU) 第 2017-12 号「デリバティブとヘッジ (トピック 815) : ヘッジ活動の会計処理の的を絞った改善」を適用していることを前提としていたが、当該 ASU の公開企業以外の企業への適用を遅らせる公開草案が公表されていることから、当該 ASU の適用をしていない場合であっても、ヘッジ会計に関する便法の適用を認めることを暫定決定した。
 - 開示

公開草案で提案したとおり、簡便的な便法を適用している企業は、その適用に関してその性質及び理由を開示することが要求されることが暫定決定された。また、以下の項目について追加で開示することの検討が行われたが、ボードはこれを棄却した。

 - (1) 選択的な便法の適用に関する事項
 - (2) 金利指標改革に関連するエクスポージャー
8. 一方、IASB では、2019 年 11 月のボード会議でヘッジ会計に関する議論を開始することが予定されていたが、実際には実施されなかった。したがって、次項以降の内容は、IASB のフェーズ 1 と FASB のこれまでの審議状況との整合性を主に念頭に置いている。今後の IASB のフェーズ 2 の内容次第では、以下に記載する ASBJ における議論の方向性が変わる可能性がある。

III. 金利指標改革への対応の基本的な考え方

9. 金利指標改革が、金融安定理事会（FSB）の提言に基づき行われている中、LIBORの公表が2021年12月末をもって恒久的に停止される見通しであり、通貨ごとに後継金利への変更が行われることが予定されており、またデリバティブとデリバティブ以外のキャッシュ商品とで異なる参照金利に置き換わる可能性がある。LIBORを参照する取引は広範に行われており、資本市場に重要な影響が生じるものと考えられる。
10. この金利指標改革に伴う金利指標の変更は、企業自身の意思決定に基づくものではなく、企業からみると不可避免的に生じる事象である。このような不可避免的に生じる事象を、そのような事態を想定して開発されていない会計基準に当てはめた場合、当該会計基準の開発時には想定されていなかった結果が生じる可能性がある。その中には、財務諸表作成者が行った取引を適切に表さず、結果として財務諸表利用者の有用性を損ねるものも含まれ得ると考えられる。
11. これらの状況を踏まえると、適切な範囲を定めたいうで、特例的な取扱いを認めることが適切であると考えられる。
12. 一方、金利指標の変更とは関係のない部分にまで特例的な取扱いを認めることは、特例的な取扱いを認める趣旨を逸脱し、財務諸表利用者の有用性を損ねるものと考えられる。
13. したがって、特例的な取扱いを認める適切な範囲を決定するにあたっては、金利指標の変更に関連するものに限定することが適切であると考えられる。

IV. 個別論点の検討の方向性

14. これまでの議論の中で識別した個別論点は次のとおりであり、(3)⑥以外は前回の委員会で提示した論点である。
 - (1) 会計基準を開発する対象となる取引の範囲
 - (2) 契約条件の変更時の取扱い
 - (3) ヘッジ会計に関する論点
 - ① ヘッジ対象又はヘッジ手段の契約変更に関する論点
 - ② 予定取引の発生可能性に関する論点
 - ③ ヘッジの有効性評価に関する論点

- ④ 金利スワップの特例処理
 - ⑤ 包括ヘッジに関する論点
 - ⑥ 企業に適用の選択を認めるか否か
- (4) 本取扱いの適用時期、経過措置及び終了時期
- (5) 開示

以下、各論点について検討の方向性に関する事務局案を示す。

会計基準を開発する対象となる取引の範囲

検討の方向性

15. 第13項に示したとおり、特例的な取扱いを設けることとした場合の当該取扱い(以下「本取扱い」という。)の適用範囲を決定するにあたっては、本取扱いの適用により財務諸表利用者の有用性を損ねることのないように、金利指標の変更に関連する契約条件の変更に限定する必要があるものと考えられる。よって、その観点からは、次の2つの要件を満たす契約条件の変更に金利指標の変更に関連する条件変更の基本的な考え方とすることが考えられる。
- (1) 既存の契約が参照している金利指標が、LIBOR等¹、今後金利指標改革により公表が停止されることが予定されている金利であること
 - (2) 金利指標改革のみを原因として実施された契約条件の変更であること
16. ここで、どのようなケースが前項(2)の要件を満たし企業が本取扱いを適用し得るのかを財務諸表利用者が理解できるようにすることは有用であると考えられ、典型的な契約条件の変更に例示として示すこととする。
17. FASBの公開草案では、金利指標改革のみを原因とした契約条件の変更か否かを識別するために、金利指標改革に関連のある変更及び関連のない変更の例が以下のとおり示されている。このうち我が国においてより一般的であると考えられるものをハイライトして示している。他に追加すべき例示があるか否かをお伺いしたい。

¹ LIBORの他、金利指標改革に伴い公表停止が見込まれる既存の金利指標が含まれ得るが、現状、事務局は、LIBORのように個別の金利指標について公表停止の可能性に言及されている他の金利指標は認識していない。

金利指標改革に関連のある変更	金利指標改革に関連のない変更
<p>① 参照金利の変更（例えば、LIBOR から他の金利インデックスへの変更）</p> <p>② 既存の指標と代替指標の差によるスプレッド調整</p> <p>③ 更改期間、日数計算、支払日、及び再値付け(repricing calculation)等（例えば、前決め金利から翌日物後決め複利への変更）</p> <p>④ 既存の組込み金利オプションの権利行使価格の変更</p> <p>⑤ アウト・オブ・ザ・マネーの金利フロア又はキャップを追加すること</p>	<p>① 想定元本の変更</p> <p>② 満期日の変更</p> <p>③ ローンの仕組みの変更(例えば term loan から revolver loan への変更)</p> <p>④ 取引相手の信用リスクのスプレッドの変更</p> <p>⑤ 指標金利に関連のない基礎数値又は変数の追加（例えば金の価格に関連した支払の追加など）</p> <p>⑥ イン・ザ・マネーのキャップ又はフロアの追加</p> <p>⑦ 財務的な困難がある借手への譲歩</p> <p>⑧ 期限前返済又は転換オプションの追加又は削除</p> <p>⑨ レバレッジの性質の追加又は削除</p> <p>⑩ 原資産を利用する権利の追加又は終了</p> <p>⑪ リース契約における更新、終了又は買取りオプション条件の変更</p> <p>⑫ 取引相手の変更</p>

ディスカッション・ポイント

- (1) 本資料第 9 項から第 13 項に示した金利指標改革への対応の基本的な考え方について、質問又はご意見をお伺いしたい。
- (2) 本資料第 15 項から第 17 項に示した会計基準を開発する対象となる取引の範囲について、質問又はご意見をお伺いしたい。
- (3) 仮に本資料第 17 項に示した金利指標改革に関連のある変更及び関連のない変更の例のうち、より一般的であるとして示した例を会計基準に含めるとした場合、その他に財務諸表利用者にとって有用と考えられる例があるかご意見を伺いたい。

契約条件の変更時の取扱い

現行基準の定め

18. 日本基準においては、特段の定めがないことから、契約の法的な形式に合わせ会計処理を行っていると考えられる。すなわち、実質的な契約条件の変更があった場合でも、金融資産や負債の消滅の認識と新たな金融資産や負債の認識とする実務は行われていないと考えられる。

発生し得る論点

19. IFRS では、金融負債の契約条件の変更があった場合には、新たな条件によるキャッシュ・フローの割引現在価値が、当初の金融負債の残りのキャッシュ・フローの割引現在価値と少なくとも 10%異なる場合には、金融負債の消滅の認識と新たな金融負債の認識とすることとされており、金融資産についても同様の会計処理を行うものと解釈されている（いわゆる「10%テスト」）。米国会計基準でも同様の基準が存在する。

また、IFRS では、消滅の認識とならなかった契約条件の変更については、変更後のキャッシュ・フローを当初の実効金利で割り引き、帳簿価額との差額を純損益に認識することとされている。

したがって、金利指標改革に起因する契約条件の変更が生じた場合、日本基準において、会計処理が必要となるか検討することが考えられる。

検討の方向性

20. 前述のとおり日本基準においては、従来、契約の法的な形式に合わせて会計処理が行われていると考えられる。今回の金利指標改革への対応に合わせ、日本基準においても IFRS や米国会計基準と同様の契約変更に関する定めを取り入れることを検討することも有益である可能性があるが、それは金利指標改革への対応の範囲を超えた議論であると考えられる。そのため、今回の金利指標改革に関連する論点としては特段の対応を行わないことが考えられる。

ヘッジ会計に関する論点

(ヘッジ対象又はヘッジ手段の契約変更に関する論点)

現行基準の定め

21. ヘッジ会計は、ヘッジ手段が消滅した場合にはその適用を中止しなければならない。また、ヘッジ対象が消滅したときは、ヘッジ会計は終了し、繰り延べられているヘッジ手段に係る損益又は評価差額は当期の損益として処理しなければならない（企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」とい

う。)第34項及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針(以下「金融商品実務指針」という。)第181項)。

発生し得る論点

22. 既存のヘッジ関係について、ヘッジ対象又はヘッジ手段の参照金利を変更する場合に、その変更方法として様々な形態が考えられるが、中には、既存のヘッジ対象又はヘッジ手段の契約をその満了前に終了させ、新しい金利指標を参照した新たな契約を締結し直すといった形態も検討されている。この場合、法的には旧契約が終了し新たな契約の締結となり、これに伴い旧契約に関するヘッジ対象又はヘッジ手段が消滅するため、その場合にヘッジ会計の終了又は中止としないとする定めを置くべきどうか論点となる。

検討の方向性

23. ヘッジ対象又はヘッジ手段の既存の参照金利を変更した場合、本資料第18項から第20項で検討したとおり、日本基準においては契約の法的な形式に従って判断され認識の中止は行われなことから、参照する金利を変更したのみではヘッジ対象又はヘッジ手段の消滅には当たらないと考えられるため、ヘッジ会計の終了又は中止となるかの検討は不要である。
24. 一方、本資料第22項に示したとおり、法的に旧契約を終了させ新たな契約を締結し直すといった対応が図られた場合、ヘッジ対象又はヘッジ手段の消滅として、ヘッジ会計の終了又は中止を行うこととなる。
25. 金利指標改革に伴うヘッジ対象又はヘッジ手段の参照金利の変更は、企業の意図に基づいたりリスク管理方針の変更に基づくものではなく、不可避的に生じた事象であることから、このような変更に基づいてヘッジ会計の終了又は中止とし損益を認識することで会計基準の開発時には想定されていなかった結果となり、財務諸表作成者が行った取引を適切に表さず、財務諸表利用者に対し有用な財務情報を提供しない場合があると考えられる。また、参照金利の変更の方法によってヘッジ会計の適用関係に違いが生じることは、他の経済実態が同じであれば、望ましくないものと考えられる。
26. したがって、金利指標改革に関連してヘッジ対象又はヘッジ手段の契約が変更された場合には、法的に旧契約を終了させ新たな契約を締結し直した場合であってもヘッジ会計の終了又は中止とはしない定めを置くことが考えられる。

(予定取引の発生可能性に関する論点)

現行基準の定め

27. 予定取引とは、未履行の確定契約に係る取引及び契約は成立していないが、取引予定時期、取引予定物件、取引予定量、取引予定価格等の主要な取引条件が合理的に

予測可能であり、かつ、それが実行される可能性が極めて高い取引をいう。予定取引がヘッジ対象となり得るかどうかは、予測可能性及び発生可能性についての判断が求められている（金融商品会計基準注 12 及び金融商品実務指針第 162 項等）。そして、ヘッジ対象である予定取引が実行されないことが明らかになったときは、ヘッジ会計を終了しなければならないとされている（金融商品実務指針第 181 項）。

発生し得る論点

28. 金利指標改革の結果、ヘッジ対象について LIBOR のように公表停止が見込まれている金利指標を参照している場合には、当該金利指標を参照したヘッジ対象の発生可能性について、その公表停止の確度についての不確実性に依りて疑義が生じ、ヘッジ会計の終了となるかどうか論点となる。

検討の方向性

29. 金利指標改革の進捗は、法域ごと・通貨ごとに異なり、企業自身のコントロールが及ばない事象であることから、既存の金利指標の公表停止の確度に基づき各企業が予定取引の発生可能性を判断することは困難である。そのような状況下で、各企業が金利指標改革の影響を考慮に入れて予定取引の発生可能性について判断した場合、当該会計基準の開発時には想定されていなかった結果が生じ、有用な財務情報を提供しないと考えられる。

したがって、予定取引の発生可能性を判断するにあたっては、ヘッジ対象の参照金利が置き換わるまでは、ヘッジ対象が参照している金利指標について、金利指標改革の影響を考慮に入れず現状のものから変更されないとの仮定を置くことができる定めを置くことが考えられる。

(ヘッジの有効性評価に関する論点)

現行基準の定め

30. ヘッジ会計を適用するためには、ヘッジ取引時及びヘッジ取引時以降において、ヘッジ有効性の評価を行うことが要求されている（金融商品会計基準第 31 項並びに金融商品実務指針第 143 項、146 項及び第 156 項等）。

(1) ヘッジ取引時において、企業はヘッジ手段がヘッジ対象のリスクを相殺できるかどうか、その有効性を予測しておくことが要求される（事前テスト）。

(2) ヘッジ取引時以降も継続してヘッジ指定期間中、高い有効性が保たれているかどうかを、決算日には必ず、少なくとも 6 か月に 1 回程度、確かめなければならない。ヘッジの有効性判定は、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額の比率がおおむね 80% から 125% までの範囲内であれば、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係がある

と認められる（事後テスト）。

発生し得る論点

31. 事前テストに関しては、金利指標改革の結果、将来のある時点でヘッジ対象又はヘッジ手段の契約の参照金利が置き換わる可能性がある場合、置換後の金利を予想することが困難であり、そのような状況においてもヘッジ会計の適用を認めるかが論点となる。
32. 事後テストにおいては、以下の2つの局面でそれぞれ有効性の判定に影響を及ぼす可能性があり、その結果、ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計の変動額の比率が80%から125%の範囲外となった場合に、ヘッジ会計の中止とするのか継続を認めるのかが論点となる。

以下、参照金利置換前とは、ヘッジ対象及びヘッジ手段の両方の金利が置き換わるより前の時点を指し、参照金利置換後とは、ヘッジ対象及びヘッジ手段の両方の金利が置き換わった後の時点を指すこととする。

(1) 参照金利置換前

既存のヘッジ関係について、参照金利置換前において、将来のいずれかの時点でヘッジ対象又はヘッジ手段の参照金利が置き換わる可能性が現在の時価に織り込まれる結果、事後テストの結果に影響を及ぼす場合

(2) 参照金利置換後

既存のヘッジ関係について、参照金利置換後に、過去の参照金利と金利水準が異なる（例えば、LIBORが「リスク・フリー・レート＋スプレッド調整」と異なる）結果、事後テストの結果に影響を及ぼす場合

検討の方向性

33. 事前テストにおける有効性評価に関しては、将来の参照金利の置換えに伴い有効性の予測が困難であるという点は、企業にとって不可避免的に生じる事象によるものであり、このことのみをもってヘッジ会計の有効性の要件を満たさないとしてヘッジ会計の適用を認めないことは、会計基準の開発時には想定されていなかった結果となり、財務諸表利用者に対する有用な財務情報を提供につながらない場合があると考えられる。

したがって、ヘッジ取引時における事前の有効性評価に関しては、本資料第29項同様、ヘッジ対象又はヘッジ手段が参照している金利指標について、ヘッジ対象及びヘッジ手段のいずれの参照金利も代替金利に置き替わることが確定するまでは、金利指標改革の影響を考慮に入れず現状のものから変更されないとの仮定を置いて、有効性の判断を行うことができるとする定めを置くことが考えられる。

34. 事後テストにおける有効性評価のうち本資料第 32 項 (1) で示した参照金利置換前の論点に関しては、ヘッジ対象又はヘッジ手段の参照金利の置換前であっても、金利指標改革に伴う金利指標の置換えに関する見込みが将来キャッシュ・フローの見積りに影響し、ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フローの変動額の累計の比率にも影響することが考えられる。

この場合、将来キャッシュ・フローの変化の要因を、金利指標改革に関連のある要因とその他の要因に分解した上で、有効性の判定を行うことが考えられるが、そのような分解は一般に実務上困難であると考えられる。

ここで、事後テストに関する特段の定めを置かないと、ヘッジ会計に関するその他の特段の定めを置いたとしても金利指標改革のみを原因としているにも関わらずヘッジ会計の中止が生じる可能性があり、会計基準の開発時には想定されていなかった結果となって有用な財務情報の提供につながらない場合があるため、事後テストにおける有効性評価の結果、80%から 125%の範囲外となった場合であっても、ヘッジ会計の継続を認めるという定めを置くことが考えられる。

35. 次に、本資料第 32 項(2)で示した参照金利置換後の時点では、ヘッジ対象及びヘッジ手段の双方が代替金利に置き換わった後は、本取扱いの適用の条件である「参照金利が LIBOR 等、金利指標改革により公表停止が予定されているものであること」(本資料第 15 項(1)参照)を満たさなくなる。このヘッジ対象及びヘッジ手段のいずれの参照金利も置き替わった後のヘッジ会計上の取扱いについては、IASB 及び FASB における検討において未だ示されておらず、本日は提案を行わず、次回以後提案を行うこととする。

なお、参照金利置換後については、金融商品実務指針第 155 項における企業が有効性の評価方法を変更した場合の取扱いやヘッジ関係の指定の見直しに伴うヘッジ文書の取扱いについても論点になり得ると考えられる。

(金利スワップの特例処理)

現行基準の定め

36. 資産又は負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが金利変換の対象となる資産又は負債とヘッジ会計の要件を満たしており、かつ、以下の要件をすべて満たす場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産又は負債に係る利息に加減して処理することができる(金融商品会計基準注 14 及び金融商品実務指針第 178 項等)²。

² なお、金融商品実務指針第 158 項では、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一である場合には、高い有効性があると認められる場合であるとみなされる場合として、有効性の判定を省略することができることされており、金利スワップについて特例処理の要件に該当すると判定される場合、その判定をもって有効性の判定に変えること

(要件)

- (1) 金利スワップの想定元本とヘッジ対象資産又は負債の元本金額がほぼ一致
- (2) 金利スワップの契約期間とヘッジ対象資産又は負債の満期がほぼ一致
- (3) ヘッジ対象資産又は負債が変動金利の場合、その基礎となっているインデックスと金利スワップで受払される変動金利の基礎となっているインデックスがほぼ一致
- (4) 金利スワップの金利改定のインターバル及び金利改定日がヘッジ対象資産又は負債とほぼ一致
- (5) 金利スワップの受払条件がスワップ期間を通して一定(同一の固定金利及び変動金利のインデックスがスワップ期間を通して使用されていること)
- (6) 金利スワップに期限前解約オプション、支払金利のフロア又は受取金利のキャップが存在する場合には、ヘッジ対象資産又は負債に含まれた同等の条件を相殺するものであること

発生し得る論点

37. 金利指標改革の結果、ヘッジ対象又はヘッジ手段の参照金利が置き換わった場合、特に上記要件(3)、(4)及び(5)に影響する可能性があり、それぞれ以下の局面で金利スワップの特例処理の適用を引き続き認めるかどうか論点となる。

(1) 参照金利置換前

- ✓ 既存のヘッジ関係について、ヘッジ対象及びヘッジ手段の参照金利の置換前であるが、今後金利スワップの参照金利が置き換わることが想定され、要件(5)を満たさない場合。
- ✓ 既存のヘッジ関係について、ヘッジ対象及びヘッジ手段の参照金利のいずれかが変更され、一時的に要件(3)、(4)及び(5)を満たさない場合

(2) 参照金利置換後

- ✓ 既存のヘッジ関係について、ヘッジ対象及びヘッジ手段の参照金利が変更となり、要件(3)、(4)又は(5)を満たさない場合

検討の方向性

38. 金利スワップの特例処理は、金融商品会計基準の基本原則であるデリバティブの時価評価に例外を設けるものであることから、その適用にあたっては、拡張解釈を避

ができるとされている。

け、金利スワップがヘッジ対象たる資産又は負債とほとんど一体とみなせる場合に限るとされている（金融商品実務指針第 346 項）。よって、この取扱いにあてはめると、金利指標改革の結果、要件を満たさなくなった場合、金利スワップの特例処理の継続は認められなくなると考えられる。

39. しかしながら、第 37 項(1)で示した参照金利置換前の論点に関しては、企業の意思とは関係のない不可避的な金利指標改革による金利指標の変更のみを原因として特例処理の要件を満たさないこととした場合、多くの企業において新たに金利スワップの時価評価を行うための体制を構築する等の必要性が生じ、コスト負担を生じさせることとなる。

したがって、金利指標改革に関連してヘッジ対象又はヘッジ手段の参照金利を変更した場合であっても、ヘッジ対象及びヘッジ手段の双方が代替金利に置き換わるまでの間は、金利指標改革の影響を考慮に入れずに現状の金利指標から変更されないとの仮定において、金利スワップの特例処理の要件を満たしているかどうかの判断を行うことができるとする定めを置くことが考えられる。

40. 本資料第 37 項(2)で示した参照金利置換後の論点に関しては、ヘッジ対象及びヘッジ手段の双方が代替金利に置き換わった後は、本取扱いの適用の条件である「参照金利が LIBOR 等、金利指標改革により公表停止が予定されているものであること」（本資料第 15 項(1)参照)を満たさなくなる。このヘッジ対象及びヘッジ手段のいずれの参照金利も置き替わった後の特例処理の取扱いについては、第 35 項と同様に、本日は提案を行わず、次回以後提案を行うこととする。

(包括ヘッジに関する論点)

現行基準の定め

41. ヘッジ対象の識別において、リスクの共通する資産又は負債等をグルーピングした上で、ヘッジ対象を識別する方法（包括ヘッジ）が認められている（金融商品会計基準注 11）。

包括ヘッジを適用するためには、グループ内の個々の資産又は負債のリスク要因が共通しており、かつ、リスクに対する反応が同一グループ内の個々の資産又は負債との間でほぼ同様であることとされている。そして、「ほぼ同様」とは、個々の資産又は負債の時価の変動割合又はキャッシュ・フローの変動割合が、ポートフォリオ全体の変動割合に対して、上下 10%を目安にその範囲内である場合とされている（金融商品実務指針第 152 項）。

発生し得る論点

42. 金利指標改革の結果、ヘッジ対象に指定されているグループ内に存在している個々の資産又は負債の参照金利が置き換わる場合、その変更のタイミングが異なること

により、それぞれ以下の局面で上述の要件を満たさなくなることが考えられ、引き続き包括ヘッジを認めるかどうか論点となる。

- (1) グループ内のすべての資産又は負債の参照金利の置換前において、将来のいずれかの時点でグループ内の個々の資産又は負債の参照金利が置き換わる可能性が現在の時価に織り込まれる結果、第 41 項の要件を満たさなくなる場合
- (2) グループ内の一部の資産又は負債の参照金利のみが置き換わったことで、第 41 項の要件を満たさなくなる場合
- (3) グループ内のすべての資産又は負債の参照金利が新しい参照金利に置き換わった結果、第 41 項の要件を満たさなくなる場合

検討の方向性

43. 金利指標改革がなければ包括ヘッジの適用を継続できたであろうヘッジ関係について、企業にとって不可避的に発生した事象である金利指標改革による影響のみを原因として包括ヘッジが適用できなくなる場合には、リスクの共通する資産又は負債をグルーピングしてヘッジしているという経済実態が反映されず、有用な財務情報の提供を妨げる可能性がある。
44. したがって、金利指標改革に関連して、第 42 項(1)及び(2)のいずれの場合であっても、金融商品実務指針第 152 項の定めにかかわらず、引き続き当該グループについて包括ヘッジを適用することができる旨の定めを置くことが考えられる。
45. 一方、第 42 項(3)に示したグループ内のすべての資産又は負債の参照金利が新しい参照金利に置き換わった場合については、本資料第 35 項及び第 40 項と同様に、参照金利置換後の論点として、本日は提案を行わず、次回以降に提案を行うこととする。

(企業に適用の選択を認めるか否か)

発生し得る論点

46. IASB のフェーズ 1 における例外措置は、企業は金利指標改革から生じる不確実性の影響を直接受けるすべてのヘッジ関係に適用しなければならないとしている一方、FASB の公開草案は、契約条件の変更に関する便法については米国会計基準のトピックごと（例えば、債権（トピック 310）について便法を適用する場合には、すべての債権について適用しなければならないが、リース（トピック 842）について便法を適用するかどうかについての判断は別途行うことができるというもの。）に、また、ヘッジ会計に関する便法はヘッジ関係ごとに企業に適用の選択を認めている。

したがって、前項までに示した特段の定めについて、企業に適用の選択を認めるか否か、選択を認める場合にどの単位で選択を認めるのかを検討する必要がある。

検討の方向性

47. 本日は事務局案の提案は行わず、次回以降の審議において検討することとする。

本取扱いの適用時期、経過措置及び終了時期

48. IASB のフェーズ 1 及び FASB の公開草案では、適用時期及び経過措置について次のように定められている。

	IASB フェーズ 1	FASB 公開草案
適用時期	2020 年 1 月 1 日以後開始する事業年度（早期適用可）	基準最終化後直ちに適用される。
経過措置	企業がこれらの要求事項を最初に適用する報告期間の期首時点で存在していたか又はその後指定されたヘッジ関係に遡及適用される。	将来に向かって適用される。
終了時期	明確な終了時期は規定されておらず、金利指標改革に起因するキャッシュ・フローに関する不確実性が存在しなくなったときとされている。	2022 年 12 月 31 日までに発生した条件変更やヘッジ関係に適用するとしている。但し、ヘッジ対象及びヘッジ手段の参照金利がいずれも後継金利に変更した場合には、その時点で適用は終了する。 ただし、「結論の根拠」において、金利指標改革については不確実な要素があるため、適用の終了時期を変更することも検討すると記載されている。

検討の方向性

49. 前項のとおり、IASB のフェーズ 1 と FASB の公開草案では相違点も認められるが、日本基準上の取扱いは次の通りとすることが考えられる。

(1) 適用時期

本取扱いの最終化は、2020 年 4 月以降の公表を予定しているが、上記で示した金利指標改革に伴い発生し得る論点への対応は、可能な限り速やかに行われ

ることが、財務情報の有用性の観点からも望ましい。したがって適用時期は公表日以後、適用することが考えられる。

また、本取扱いは、今後想定される金利指標改革に伴う金利指標の変更に関連する契約条件の変更に適用することを想定しているため、原則として公表日以後適用することが考えられる。

ただし、本取扱いの適用開始前に、既存のヘッジ関係にあるヘッジ対象又はヘッジ手段に関する契約について、金利指標改革に関連して契約の変更が行われ、これに伴いヘッジ会計の中止又は終了の処理を行っている場合には、本会計基準適用後、遡及することもできる。

(2) 終了時期³

本取扱いは、金利指標改革に関連する契約の変更に適用することを想定しており、その適用は時限的なものとなるため、その適用の終了時期の定め方が論点となる。

前項で示した IASB のフェーズ 1 では、適用の終了時期を、「金利指標改革に起因する不確実性が存在しなくなったときまで」として、原則的な考え方のみを示しているが、「結論の根拠」において「不確実性が存在しなくなる場合」とは、契約上、参照金利が置き換わった時点を指す場合のみではなく、それ以前であっても代替的な参照金利及び既存の参照金利とのスプレッド調整を契約条項に定められた場合には不確実性が解消されるとしている。また、代替の参照金利が決定されてもスプレッド調整の方法が決定されていない場合や、当該契約の変更の発効日が定められていない場合には不確実性は解消されていないとされている。このように、「不確実性が存在しなくなった場合」には、多くのパターンが存在するため、適用の終了時期を各企業の判断に委ねた場合には、その判断結果が区々となり、有用な財務情報の提供につながらない可能性がある。

したがって、FASB の公開草案と同様に、適用の終了時期を一定の期日として定めたほうが、財務諸表利用者にとっての有用性が高まると考えられる。

以上を踏まえ、本取扱いの適用の終了時期は、金利指標改革のスケジュールを勘案して定めた一定の期日と、ヘッジ対象及びヘッジ手段の金利指標がいずれも変更となった日のいずれか早い日と定めることが考えられる。

³ ここで示した終了時期に関する検討の方向性は「参照金利置換前」の論点に対応を図ることを前提としている。「参照金利置換後」の論点に対応を図る場合、別途の提案を行う。

開示

検討の方向性

50. 開示に関しては、IASB のフェーズ 1 では次の開示が要求されている。
- (1) 企業のヘッジ関係が対象となっている重要な金利指標
 - (2) 企業が管理しているリスク・エクスポージャーのうち、金利指標改革の影響を直接に受けるものの範囲
 - (3) 企業が代替的な指標金利への変更のプロセスをどのように管理しているのか
 - (4) 企業が今回の取扱いを適用するにあたって行った重要な仮定又は判断の記述（例えば、どのような場合に、金利指標改革から生じる不確実性が、金利指標に基づくキャッシュ・フローの時期及び金額に関してもはや存在していないのかに関する仮定又は判断）
 - (5) 当該ヘッジ関係におけるヘッジ手段の名目金額
51. IASB のフェーズ 2 の開示は今後議論が予定されている。
52. また、FASB では公開草案に寄せられたコメントをもとに、本資料第 7 項に記載のとおり、便法の適用に関してその性質と理由に関する開示を要求しているが、追加的な金利指標改革に関連するエクスポージャー等の開示については棄却する暫定決定が行われている。
53. 具体的な開示については次回以降の審議で提案を行う。

ディスカッション・ポイント

本資料第 18 項から第 53 項に示した各論点に対する検討の方向性について、質問又はご意見をお伺いしたい。

以 上